第六十一条第一項中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「単に」を削り、「第二十三条第一項」を「第十六条第三項」に改め、同条第二項中「第四十七条第一項及び第四十八条」を「第三十九条第一項及び第四十条」に、「第四十七条第二項及び第三項、第四十九条並びに第五十一条から第五十九条まで」を「第三十九条第二項及び第三項、第四十一条並びに第四十三条から第五十一条まで」に改め、同項の表を次のように改める。

第三十九条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第五十五条第二項第二号
第四十条第二項	第三十六条から第三十八条まで	第五十三条第一項、第五十四条及び第五十五条
第四十一条第一項ただし書	第三十七条各号	第五十四条各号
第四十三条	適合性判定員	第五十六条の評価員
第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条第一項及び第二項	判定の業務	評価の業務
第四十五条	判定業務規程	評価業務規程
第四十八条	第三十八条第一項各号	第五十五条第一項各号

第六章第二節中第六十一条を第五十三条とする。

第六十二条第一号中「第四十五条第一号」を「第三十七条第一号」に改め、同条第二号中「第六十五条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第五十四条とし、第六十三条を第五十五条とし、第六十四条を第五十六条とする。

第六十五条第一項中「第六十二条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、同条第二項第一号中「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第四十七条第二項、第四十九条第二項、第五十四条第一項、第五十五条又は第五十九条第一項」を「第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十一条第一項」に改め、同項第二号中「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第五十四条第二項各号」を「第四十六条第二項各号」に改め、同項第四号中「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第五十三条第三項、第五十六条又は第五十七条」を「第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条」に改め、同条第三項中「第六十条第三項」を「第五十二条第三項」に改め、同条を第五十七条とする。

第六十六条第一項第二号中「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第五十九条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第二項中「しようと」を削り、同条を第五十八条とし、第六十七条を第五十九条とする。

第六十七条の二第一項及び第二項第三号中「第六十七条の六」を「第六十四条」に改め、第六章の二中同条を第六十条とする。

第六十七条の三中「第六十七条の五第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条を第六十一条とし、第六十七条の四を第六十二条とし、第六十七条の五を第六十三条とする。

第六十七条の六中「第六十七条の二第六項」を「第六十条第六項」に改め、同条を第六十四条とし、第七章中第六十八条を第六十五条とし、第六十九条から第七十一条までを三条ずつ繰り上げる。

第七十二条第一項中「第五十一条（第六十一条第二項」を「第四十三条（第五十三条第二項」に改め、同条第二項中「第六十条第二項又は第六十五条第二項」を「第五十二条第二項又は第五十七条第二項」に改め、第八章中同条を第六十九条とする。

第七十三条中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第七十条とする。

第七十四条中「第十六条第二項、第十九条第三項、第三十条第三項、第三十三条第三項又は第三十三条の三第三項」を「第二十三条第三項、第二十六条第三項又は第二十八条第三項」に改め、同条を第七十一条とする。

第七十五条第一号中「第十七条第一項、第二十一条第一項、第三十条第四項、第三十三条第四項、第三十三条の三第四項若しくは第四十三条第一項」を「第十五条第一項、第二十三条第四項、第二十六条第四項若しくは第二十八条第四項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第五十八条第一項」を「第五十条第一項」に、「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第七十二条とする。

第七十六条第一号を削り、同条第二号中「第五十五条第一項（第六十一条第二項」を「第四十七条第一項（第五十三条第二項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第五十五条第二項（第六十一条第二項」を「第四十七条第二項（第五十三条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第五十九条第一項（第六十一条第二項」を「第五十一条第一項（第五十三条第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第七十三条とする。

第七十七条中「第三十七条」を「第三十二条」に改め、同条を第七十四条とする。

第七十八条中「第七十二条第二項又は第七十三条」を「第六十九条第二項又は第七十条」に改め、同条を第七十五条とする。

第七十九条第一号中「第四十九条第二項（第六十一条第二項」を「第四十一条第二項（第五十三条第二項」に改め、同条第二号中「第五十四条第一項（第六十一条第二項」を「第四十六条第二項（第五十三条第二項各号（第六十一条第二項」に、「第五十四条第二項各号（第六十一条第二項」を「第四十六条第二項各号」に改め、同条を第七十六条とする。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の二を第七章とする。

附則第二条の前の見出しを削り、同条から附則第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで　削除

（建築基準法の一部改正）

第三条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては」を削り、「おいて」の下に「居室の種類に応じ」を加える。

第五十二条第三項中「及び第六項」を「並びに第六項第二号及び第三号」に、「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「第六項各号に掲げる建築物の」に改め、同条第六項中「政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「次に掲げる建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　政令で定める昇降機の昇降路の部分

二　共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分

三　住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

第五十二条第十四項に次の一号を加える。

三　建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項第四号において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの